

指 針

基本理念 納税者の権利と利益の擁護

京阪総合会計事務所通信
 税理士 足田 英司
 税理士 中富 強
 税理士 松谷 正俊



11月の税務・労務

9月決算法人の確定申告	11月中の
3月決算法人の中間申告	決算応答日
3、6、12月決算法人の消費税 中間申告(年税額400万円超)	月末の場合は 11月30日(水)
源泉所得税10月分納期限	11月10日(木)
社会保険料・子ども子育て拠 出金(10月分)納付期限	11月30日(水)

11月の行事・業務案内

- 3(木) 文化の日
- 4(金) 消費者センター開設記念日
- 5(土) 津波防災の日
- 7(月) 立冬
- 8(火) 世界都市計画の日
- 10(木) 技能の日
- 15(火) 七五三
- 16(水) 世界寛容デー
- 22(火) 小雪
- 23(水) 勤労感謝の日
- 28(月) 税関記念日
- 30(水) 年金の日



何の日?

文化の日 国民の祝日：自由と平和を愛し、文化をすすめる日／**消費者センター開設記念日** 国際協力に参加した日／**寒津波防災の日** 嘉永7年(1854年)11月5日の安政南海地震(M8.4)で和歌山県を津波が襲った際に、稲に火を付けて、暗闇の中で逃げ遅れていた人たちを高台に避難させて命を救った「稲むらの火」の逸話にちなんだ日である／**立冬** 二十四気の一つ。暦の上で冬が始まる日／**技能の日** 1970年、日本で開催された第19回技能五輪国際大会の開会式が行われた日／**七五三** 子供の成長を祝って神社・寺などに詣でる年中行事／**小雪** 二十四節気のひとつ／**勤労感謝の日** 国民の祝日：勤労をたつとび、生産を祝い、国民たがいに感謝しよう／**年金の日** 11月30日(いいみらい)の語呂合わせの日

年末調整準備がはじまります

集める書類はおはやめにマイナンバーは慎重に

今年も年末調整の時期が近づいてまいりました。すでに従業員の手元に保険会社などから控除に必要な保険料の証明書が届いていますので、早めに指示しない書類を亡失してしまう恐れもあります。11月中には準備を完了しておきましょう。

【用意いただく書類】

- ① 生命保険料・地震保険料証明書
- ② 国民年金・国民年金基金の控除証明書
- ③ 国民健康保険・介護保険などの社会保険料の支払額が分かるもの(領収書など)
- ④ 小規模企業共済等掛金の額を証明する書類
- ⑤ 2年目以降の住宅借入金等特別控除書類

税務署から送付された「住宅借入金等特別控除申告書(平成28年分)」と、金融機関から送付された「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」
 ⑥ 中途入社した方で、それ以前に別の会社で給与をもらっていた方がいる場合は、**前職の源泉徴収票**を提出してもらってください。
 その他、年の途中での扶養親族等の増減や、住所などに変更があった方がいる場合などは、「平成28年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の訂正をお願い致します。
 特に今年の様式からマイナンバー記載欄が増えていきます。取り扱いには十分注意してください。

〒573-1192 大阪府枚方市西禁野2-4-17第5松葉ビル 301号

Tel:072-805-5252 FAX:072(805)5253 Eメール:info@kskj.jp

URL:http://kskj.jp 相続専門:kskj-souzoku.jp 飲食:food-tax.jp

税理士法人京阪総合会計事務所/京阪総合経営(保険取扱)

【取次会社】(生命保険)大同生命、NN生命(旧ING生命)

(ビジネスソフト)弥生会計 MJS(損保)ユナイテッド・インシュアランス(株)(コンサル)日本フードアドバイザー協会(飲食向コンサル)

今号の紙面

- 年末調整事務はおはやめに ○ マイナンバー記載不用制度
- ふるさと納税を利用する方法 ○ 外国への贈与は税金かかる?
- Q&A みなし法人役員ってなに? ○ マイナンバー反対署名

マイナンバーを利用される顧問先様必見

年末調整事務におけるマイナンバー記載不要制度の要件について

マイナンバー制度の基本的な理解

最初に、マイナンバー制度の概要を整理します

- ① **マイナンバー法**は国民がマイナンバーを利用する義務を規定していません。税務署や年金組合などの番号利用事務実施者は利用義務があります。また、税務署などに書類を提出する事業者（番号関係事務実施者）はマイナンバー利用を努力する規定があり、番号を利用する場合には安全管理義務を怠った場合は罰則があります。安全管理義務を怠った場合は罰則があります。
- ② 国税通則法や所得税法にマイナンバー記載の規定がありますが、マイナンバーの記載をしなくても税額確定の手続きはできるので、**税務書類はマイナンバーの記載がなくても申告書は無効になりません。**
- ③ 事業者や国民がマイナンバーを記載した書類を出さなくても、番号利用事務実施者は地方公共団体情報システム機構（JLIS）を通じてマイナンバーを照合管理することができます。マイナンバーは民間利用を目標としています。しかし、民間事業者はJLISを利用できないので国民自らマイナンバーを民間企業に提供する必要があります。しかし、民間と情報共有を始めた諸外国では情報漏えい事件や窃盗被害などが発生しています。

年末調整とマイナンバー記載不要制度

28年分の同申告書からはマイナンバーの記載欄が増えました。従業員等が企業に対して予めマイナンバーを提供済みのときは、一定の要件のもと、マイナンバーの記載のない同申告書の提出が認められます。

マイナンバー記載不要の特例は、29年分の扶養控除等申告書から「給与支払者が従業員等のマイナンバー等を記載した一定の帳簿」を備え付けていることを要件にマイナンバー記載を不要とするものです。

一定の帳簿とは、扶養控除等申告書に記載されるべき従業員本人、控除対象配偶者、控除対象扶養親族等の氏名、住所及びマイナンバー、帳簿の作成に当たり提出を受けた申告書の名称、同申告書の提出年月日が記載されたものです。

また、扶養控除等申告書とは別に、従業員等からすでにマイナンバーの提供を受けている場合は、28年分の申告書の余白に「給与支払者に提供済みのマイナンバーと相違ない旨」を記載することと、28年分は記載省略、29年分は記載不要となる取扱いもあります。

給与支払者は、すでに提供を受けている従業員等のマイナンバーを確認し、申告書に確認した旨

を表示すれば、申告書の提出時にマイナンバーを記載しなくてもいいこととなります。注意したいのは、帳簿の従業員等氏名やマイナンバーと扶養控除等申告書に記載の従業員等氏名やマイナンバーと異なる場合です。従業員本人分はマイナンバー取得時の本人確認書類がありますが、配偶者や親族のマイナンバーは記載誤り、入力誤りなどがないとは言えないので、28年分申告書の異動の有無を確認してもらい際に、マイナンバーについても再度確認してもらい必要があります。変更や訂正は、①異動の内容等を記載した扶養控除等申告書を提出してもらおうか、②変更前の氏名、住所又はマイナンバーと変更後の氏名、住所又はマイナンバーを記載した届出書を遅滞なく提出してもらい必要があります。マイナンバーを扱いになる場合は、この点にも注意してください。

マイナンバー反対署名にご協力をお願いします

当事務所は、マイナンバー制度導入に先立って、韓国で実施されている番号制度を視察し研究してきました。その結果、マイナンバー制度は韓国で経験した情報漏えいなどの未然防止のための手立てを行われていないと判断しました。

現状のマイナンバー制度は自らの財産や権利を擁護する立場から実施すべきでないと考え署名活動を行います。

署名へのご協力をお願いします。

ふるさと納税紹介サイト

●総務省「ふるさと納税」ポータル

政府の広報サイト。答礼品の紹介はなく、寄付の目的などから選べるサイト。



民間のふるさと納税紹介サイト

- ふるさとチョイス <http://www.furusato-tax.jp/>
- さとふる <http://www.satofull.jp/>
- yahoo ふるさと納税 <http://furusatonouzei.yahoo.co.jp/>

このほか、JTB や楽天など、さまざまな企業がふるさと納税の仲介を行っています。

民間のサイトは答礼品からも選択できるうえに、クレジットを利用して寄付ができるので便利。

会員登録すると、旬の食材など季節ものの答礼品の情報がメールで送られてくるところもあります。

ふるさと納税で減税メリットを受けられるのは上限があります。効果的な寄付金額を簡易計算することもできます。



ふるさと納税を利用する方法

年末が近づくと「ふるさと納税」の限度額や利用方法などの問い合わせが増えてきます。

ふるさと納税は、地方都市の産業育成や福祉の充実などの取り組みを応援するなど納税者として、その使い道を指定できる面と寄付した自治体の特産品を答礼品として交流することで一層親しみがわく取り組みです。

しかし、近年では答礼品が換金性の高いものや豪華さが過熱気味となり、制度のありかたが問題となっています。結果として富裕層に大きなメリットのある制度と揶揄されています。

このため、本来の制度の趣旨に沿った寄付先を選ぶ方法も広がっています。

もちろん、気になる取り組みや団体があれば、いくら寄付してもいいのですが、税法上のメリットを受けられるのは所得に応じた限

度額があります。

その限度額を知る方法や、寄付の方法、答礼品の選択の方法がインターネット上で数多くのサイトが掲載されています。

また、サイトを通じてふるさと納税のカタログ本を無償で送っていただける取次企業もあります。ぜひこちらもご確認ください。



外国に住む孫にハワイのマンションを贈与したいが贈与税は？

外国の方が日本に住む人から贈与を受けても贈与税はかからないのでは・・・と、お考えでしょうか。残念ながら贈与税はかかります。左の図を参考にしてください。なお、贈与者は日本国籍をもっていることが前提です。

平成25年3月以前は日本国籍のない方に国外資産を贈与しても贈与税はか

被相続人 (贈与者)		日本に住所あり	日本に住所なし	
			過去5年以内に日本に住所あり	過去5年以内に日本に住所無し
相続人 (受贈者)	日本に住所あり		【無制限納税義務者】 国内・国外財産ともに課税	
	日本に住所なし	日本国籍あり		
		日本国籍なし	過去5年以内に日本に住所無し	【制限納税義務者】 国内財産のみ課税



も税金がかか
ることになり
ます。

贈与者が日本に住所がある限り、だれでも税金がかか

りませんでした。平成25年4月以降は左図のように国内外を問わず贈与税がかかります。この場合の申告手続きは納税代理人及び納税地を定めて、その所轄税務署長に申告し納税します。

また、贈与者には連帯納付義務がありますので、申告をしなかった場合には贈与者が贈与税を支払わなくてはなりません。

お孫さんが留学目的で一時的に海外にお住まいの場合は、「日本に住所あり」となります。

Q&A コーナー

従業員の立場でも法人税法上は役員とみなされる場合があります



会社の株主は社長の私一人です。社長の給与は途中で変更できませんが、従業員の妻の給与は会社の業績に合わせて変更しようと思つていますがいいですね。

みなし役員と判定される場合があります

取締役などの役員の報酬は、株主総会で決められた金額の範囲で確定します。また、賞与については事前に税務署に届出しなくてはなりません。一方、取締役でなくても法人税法上は役員とみなされる立場の方がいますので注意が必要です。

● 使用人以外で経営に従事している人 会長とか相談役、顧問などの立場の方です。

● 使用人のうち次の要件に該当する人
① 本人とその配偶者の持株割合の合計が5%超であること。

② 本人の属する株主グループ(親族などを含めたグループ)の持ち株割合が10%超であること。

③ 株主グループの持株割合の上位1位から3位を合計して50%超となり、本人がその株主グループのいずれかに含まれていること

